

旧成田市場

都市計画の変更について 説明会を開催します！

日時：4月15日(土) 午前10時から

場所：成田市役所 6階 中会議室

成田市公設地方卸売市場が令和4年1月に飯仲地先から天神峰地先に移転したため、都市計画の変更を進めています。

都市計画施設としての「市場」を廃止します。

都市計画施設としての位置づけは無くなりますが、関連食品棟に関しては、民間事業者がこれまでどおり営業を続けていく予定です。

変更内容

良好な住環境を保全するため、用途地域及び 高度地区を変更します。

>>> [詳細は、裏面へ](#)



(今後のスケジュール)

令和5年4月10日(月)～24日(月)【2週間】

案の概要縦覧・公述の申出

令和5年4月15日(土) 説明会の開催

令和5年5月13日(土) 公聴会(公述の申出がない場合は中止)

令和5年6月上旬～中旬 法定縦覧・意見書の提出

令和5年6月下旬 成田市都市計画審議会へ付議

令和5年7月(予定) 都市計画の変更・告示

【お問合せ先】

成田市 都市部 都市計画課 計画調査係 電話：0476-20-1560(直通)

都市計画の変更の内容

本区域の立地や区域内で一部事業を継続している状況、また、隣接する低層住宅地の良好な住環境の保全を考慮した上で、互いに共存できる適切な土地利用を図るため、都市計画の変更を進めます。

都市施設：卸売市場廃止

用途地域：準工業地域から近隣商業地域に変更

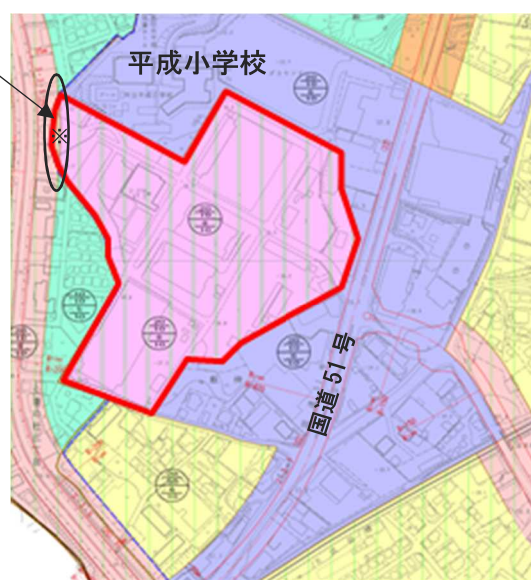
高度地区：第二種高度地区を指定

※西側の一部エリアは、第二種住居地域（第一種高度地区）に変更

（変更前）



（変更後）  都市計画の変更の対象区域



 準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。
危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

 近隣商業地域



まわりの住民や日用品の買物などをするための地域です。
住宅や店舗のほかにも小規模の工場も建てられます。

 第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。
店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。

 第一種低層住居専用地域



低層住宅のための地域です。
小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。

 第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。
3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

 準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。